証券コード 6188
2020年６月９日

株 主 各 位

東京都墨田区江東橋二丁目19番７号
富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表取締役社長　　佐　藤　　諭

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。
　昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年６月24日（水曜日）午後２時
（受付開始時刻は午後１時を予定しております。）
2. **場　　所**　東京都墨田区錦糸一丁目２番２号
東武ホテルレバント東京　４階　錦Ⅰ
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第37期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

【新型コロナウイルス感染症の対策について】

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主様のご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

１．株主様へお願い

・新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

・本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

２．当社の対応について

・役員及び運営スタッフにおいても、マスク着用にて対応させていただく予定でおります。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにおいてお知らせいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社のホームページをご確認くださいますようお願い申し上げます。
当社ホームページ（https://www.fsisb.co.jp/）

・株主総会会場においては、当社の判断に基づき感染予防のための措置（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じる場合があります。

今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（https://www.fsisb.co.jp/）においてお知らせいたします。

◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点及び株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産等をお渡しすることはございません。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.fsisb.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな景気の回復基調で推移しておりました。しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の経済活動が急速に減速しており、外出自粛の動きが個人消費や企業収益にも影響を及ぼすなど、今後もさらに景気が下振れするリスクがあります。

当社が事業を展開するコールセンターサービス業界及びＢＰＯ(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)サービス（注１）業界においては、人材不足や働き方改革の推進、業務の効率化などを背景にアウトソーシング需要が継続的に高まっており、市場規模は拡大傾向に推移しております。また、カスタマーサービス分野全体においては、コミュニケーション手段の多様化を始め、ＩＴを介した新技術を用いてサービスの高度化が進んでおり、専門業者への外部委託需要の高まりを受け、業界の裾野が拡大しております。

このような状況の下、当社では、「特化型コールセンターを中心としたＢＰＯ業務の積極展開」を課題として掲げ、「官公庁系ビジネス」、「ＩＴヘルプデスク」、「金融系オフィスサービス」を成長の３本柱としてサービスの拡大を図ってまいりました。

売上高につきましては、民間系オフィスサービスの拡大、問い合わせ業務や地方自治体からの制度変更に伴った案件の受注が増加したものの、下期から開始する官公庁の大型案件の受注ができなかったことなどにより、減収となりました。

利益につきましては、原価の低減や販管費の抑制を図ってまいりましたが、減収に伴う利益の減少により、減益となりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高105億52百万円（前年同期比8.6％減）、営業利益５億65百万円（前年同期比11.9％減）、経常利益５億54百万円（前年同期比11.0％減）、当期純利益３億41百万円（前年同期比22.1％減）となりました。

サービス別売上高の状況　　（単位：百万円、％）

サービス区分	第36期事業年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第37期事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減率
①コールセンターサービス	5,073	43.9	4,833	45.8	△4.7
②ＢＰＯサービス	6,471	56.1	5,718	54.2	△11.6
合　計	11,544	100.0	10,552	100.0	△8.6

①　コールセンターサービス

コールセンターサービス分野の売上高は、企業年金基金問合せ業務や、マイナンバー関連、プレミアム付商品券業務などの官公庁系の新規案件を受注したものの、スポット案件の受注が前年実績を下回ったこと、長期案件の繁忙時期が過ぎたことなどにより、48億33百万円（前年同期比4.7％減）となりました。

②　ＢＰＯサービス

ＢＰＯサービス分野の売上高は、事務処理業務の伸長や選挙関連業務、受動喫煙防止関連業務、課税データ処理業務などの官公庁系案件の受注や、民間の金融系オフィスサービスの拡大、生損保系サービスも広がりをみせ堅調に推移したものの、下期から開始する官公庁の大型案件の受注ができなかったことなどにより、57億18百万円（前年同期比11.6％減）となりました。

（注１）ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービス
官公庁及び地方自治体並びに企業等が、中核ビジネス以外の業務プロセスの一部を専門業者に外部委託することをいい、従来のアウトソーシングとは異なり、ＢＰＯサービスでは業務プロセスの設計から運用までをワンストップで請け負います。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は２億30百万円であります。その主なものは、コールセンター設備及びＢＰＯセンター設備の更新・強化によるものです。また、幕張コンタクトセンターでの業務移管に伴い、同センターの設備（リース資産を含む）等を売却しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するコールセンターサービス業界及びＢＰＯサービス業界においては、人材不足や働き方改革の推進、業務の効率化、コミュニケーション手段の多様化を始め、ＩＴを介した新技術を用いたサービスの高度化などにより、アウトソーシングの需要は継続的に高まっており、市場規模の中長期的な拡大と請け負う業務領域の拡大に伴い、新規参入事業者も増加の傾向にあります。

このような事業環境の中、当社は売上上位のお客様への依存度が高く、入札案件に業績が左右されやすい傾向にあります。

また、世界的な大流行を見せている新型コロナウイルスを始めとした感染症対策においても事業の継続にあたり全社的な課題と認識しております。

以上を踏まえ、安定した業績及び事業成長を実現するため、サービス提案領域の拡大を図り、中核地域の営業力強化と新規顧客の獲得を推進するとともに、適宜業務プロセスや社内システムの見直しを図り、優秀な人材の確保と生産性向上・業務効率化に努めることで課題に対処し、中長期的な企業価値向上を実現させてまいります。

① 当社のＢＣＰ（注２）対策の取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、当社は社員及び関係先の皆様の安全確保を最優先として社内ルールの徹底並びに休業・在宅勤務などを一部開始するなど、柔軟な勤務体制等の対応を推進してまいります。

また、公共性の高いコールセンター業務などの重要業務については、事業を中断させることなく、継続させるためのＢＣＰ対策として、複数の拠点がそれぞれ業務を代替可能となるシームレスな環境を構築しております。

今後もシームレスな環境の構築を地域分散の視点から全国的に拡大するなど、当社が社会から求められる使命を果たしてまいります。

（注２）ＢＣＰ（事業継続計画）

ＢＣＰとはBusiness Continuity Planの略であり、企業などの組織が自然災害や

大災害、テロなどの緊急事態において、事業の早期復旧・継続を可能とするための計画のことをいいます。

② 情報システムの充実

拡大する会社の規模に対応するとともに、情報セキュリティのより一層の強化、生産性の向上を図るため、適宜業務プロセスや社内システムの見直しを行い、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、ＢＣＰ対策や働き方改革等への対応として在宅勤務など時間や場所にとらわれない「テレワーク」の導入が進んでおり、当社においても、時代の要請に応えるべく、テレワークに対応していくためのルール整備、社内インフラの強化を検討してまいります。

③ 特化型コールセンターを中心としたＢＰＯ事業の積極展開

当社は、大型案件で培ってきたノウハウを活かし、顧客の業務効率化・合理化のニーズに的確にお応えすることができるよう、経営資源を「官公庁系ビジネス」、「ＩＴヘルプデスク」、「金融系オフィスサービス」の分野に集中しサービスの拡大を図っております。それにより、「価格」だけではなく「専門性」「品質」を高め、「特化型コールセンターを中心としたＢＰＯ業務」で競合先との差別化を図り、積極的に事業を展開してまいります。

④ 管理体制の強化

管理部門の組織体制を「企画」と「業務」に切り分け管理体制の強化を行ってまいります。また、会社規模の拡大に伴う人員の増加に対応するため、管理者層の充実や権限と管理の細分化が必要であると考えております。キャリアプランを作成し社員の意識向上を図るとともに、研修を実施し、管理者の質的向上に努めてまいります。

⑤　人材の採用と育成、質的向上

当社の事業展開において、高度な専門知識及び経験を有する優秀な人材を確保すること、並びにコンタクトセンターやＢＰＯセンターにおいて、顧客ニーズに応じた人材確保をスピーディに行うことは必要不可欠であります。

そのため、優秀な人材の採用及び人材育成の強化を課題ととらえ、社員が働きやすい人事制度づくり、職場環境づくりに努め、拡大する会社規模に応じた人材管理の高度化を図ってまいります。人材育成の取り組み事例として、社員自身が都合の良い時に場所を選ばず無理・無駄なく受講できる「ｅラーニング」を活用した教育を導入しており、コンプライアンス、安全衛生、情報セキュリティなど幅広い教育を行っております。

⑥　コンプライアンス体制

当社は、2018年12月下旬に発生した不適切な請求の件を受け、管理体制の強化を図り、コンプライアンス意識の向上を目的とした社員教育の実施やコンプライアンス違反、個人または組織ぐるみの不正行為に対する内部通報制度による「社員通報窓口」及び職場の悩みを相談するための「社員相談窓口」のさらなる浸透を図り、当社の企業としての健全性と透明性を向上させてまいります。

また、当社は、関係法令の遵守や反社会的勢力の排除等に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。代表取締役社長・取締役・監査役・事業部長・部長、内部監査室長等で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、社内のさまざまな事案について、定期的にコンプライアンスの観点から検討・審議を行っております。

今後とも引き続きコーポレート・ガバナンスの運用強化を図ってまいります。

⑦　内部監査の強化

これまでの業務の履行に関わる品質と効率化に重点を置いた内部監査に加え、社内規程と業務フローに則った運用についても年間の監査計画に基づき実施するとともに、内部監査体制の量的、質的な強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第34期	第35期	第36期	第37期（当事業年度）
	自2016年４月１日至2017年３月31日	自2017年４月１日至2018年３月31日	自2018年４月１日至2019年３月31日	自2019年４月１日至2020年３月31日
売上高（千円）	8,506,948	9,913,246	11,544,935	10,552,553
経常利益（千円）	244,706	317,098	622,433	554,232
当期純利益（千円）	182,234	224,230	438,645	341,743
１株当たり当期純利益(円)	13.50	16.61	32.49	25.32
総資産（千円）	3,595,289	4,207,718	4,595,111	4,113,243
純資産（千円）	1,729,966	1,909,177	2,273,169	2,533,902

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき計算しております。

２．当社は､2018年２月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っており、2019年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

３．過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第34期、第35期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a 親会社との関係

当社の親会社は富士ソフト株式会社であり、同社は当社発行済株式の7,508,400株（出資比率55.6%）を保有しております。

当社と富士ソフト株式会社との間に、業務委託契約及び派遣契約があり、これらの契約に係る当社の売上高は１億70百万円となっております。

次に、富士ソフト錦糸町ビルなどの不動産賃借契約があり、当該契約に係る取引（当社の賃借）金額は１億40百万円となっております。

b 親会社との間の取引に関する事項

ア 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引条件につきましては、市場価格を勘案し、当社との関連を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定することとしております。

イ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由

当社では、社外取締役２名、社外監査役２名を選出し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会においては、当社独自の経営判断に基づき意思決定を行っており、親会社からの独立性確保を図っております。

ウ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事　業	事　業　内　容
コールセンターサービス	・コールセンターの構築・運営 年金相談窓口、ＩＴヘルプデスク（テクニカルサポート）、受注センター、緊急対応コールセンター、その他各種ご案内業務等
ＢＰＯサービス	・ＢＰＯサービス 事務代行（業務受付、書類開封、入力、整理等の事務処理）、文書電子化（スキャニング）、原本管理業務、データエントリー処理業務、その他各種業務等 ・オフィス・サポートサービス 顧客事務センター内での事務業務受託、人材派遣、チーム派遣、人材紹介、紹介予定派遣(注) ・ウェブコンテンツ／システム・サポートサービス、 Ｗｅｂサイト構築サービス、運用保守サービス、システム開発サービス

（注）紹介予定派遣とは、社員（正社員、契約社員など）を目指すことを前提に一定期間「派遣社員」として働き、派遣期間（最長６ヶ月）終了後、本人と派遣先企業双方合意のもと派遣先で社員となる働き方であります。

(8) 主要な営業所及び事業所

名　称	所　在　地
本　　社	東京都墨田区
札　幌　オ　フ　ィ　ス	札幌市中央区
名　古　屋　オ　フ　ィ　ス	名古屋市中区
大　阪　オ　フ　ィ　ス	大阪府吹田市
福　岡　オ　フ　ィ　ス	福岡市博多区
長　崎　オ　フ　ィ　ス	長崎県長崎市
東　京　Ｂ　Ｐ　Ｏ　セ　ン　タ　ー	東京都墨田区
錦糸町コンタクトセンター	東京都墨田区
天王台コンタクトセンター	千葉県我孫子市
郡　山　Ｂ　Ｐ　Ｏ　セ　ン　タ　ー	福島県郡山市
会　津　Ｂ　Ｐ　Ｏ　セ　ン　タ　ー	福島県会津若松市
会　津　コ　ン　タ　ク　ト　セ　ン　タ　ー	福島県会津若松市
新　潟　コ　ン　タ　ク　ト　セ　ン　タ　ー	新潟市中央区

(9) 従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　性	222名	10名減	44.5歳	6.8年
女　性	243名	増減なし	38.2歳	8.4年
合計又は平均	465名	10名減	41.2歳	7.6年

（注）１．従業員数は、正社員、契約社員及び他社からの出向者が含まれております。
２．臨時雇用者である時給社員2,148名（男性312名、女性1,836名）及び他社への出向者並びに役員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　　54,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　　13,500,000株(自己株式576株を含む)

(3) **株主数**　　2,339名

(4) **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
富士ソフト株式会社	7,508,400	55.62
貝塚　隆	360,000	2.7
富士ソフトサービスビューロ従業員持株会	342,110	2.5
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040	267,800	2.0
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	229,900	1.7
株式会社エフアンドエム	180,000	1.3
佐藤　諭	180,000	1.3
株式会社日本ビジネスソフト	150,000	1.1
長谷川　聡	112,900	0.8
兼浜　勝弘	110,000	0.8

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	貝塚　隆	
代表取締役社長	佐藤　諭	
常務取締役	黒滝　司	営業本部長
常務取締役	小木曽雅浩	管理本部長
取締役	木本　收	株式会社メンバーズネット 代表取締役社長
取締役	馬場新介	丸の内ＦＡＳ株式会社 代表取締役
常勤監査役	作野勝英	
監査役	中込一洋	司綜合法律事務所弁護士
監査役	神田博則	神田税理士事務所所長

（注）1．2019年６月26日開催の第36回定時株主総会において、馬場新介氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2．松倉哲氏は、2019年６月26日をもって、取締役を退任いたしました。
3．取締役木本收氏及び馬場新介氏は、社外取締役であります。
4．監査役中込一洋氏及び神田博則氏は、社外監査役であります。
5．監査役中込一洋氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役神田博則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当社は、取締役木本收氏、馬場新介氏及び監査役中込一洋氏、神田博則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員（名）	報酬等の額（千円）
取締役	7	82,790
（うち社外取締役）	(3)	(7,800)
監査役	3	13,500
（うち社外監査役）	(2)	(6,000)
計	10	96,290
（うち社外役員）	(5)	(13,800)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
２．報酬等には、取締役及び監査役に対する当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額、役員賞与引当金繰入額を含めております。
３．取締役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第32回定時株主総会において年額３億円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議をいただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第32回定時株主総会において年額５千万円以内と決議をいただいております。
５．上記のほか、社外役員が当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は2,495千円であります。
６．当社は経営の透明性を確保するため、取締役会の諮問委員会として取締役の選任・解任及び報酬に関する事項を審議する「指名報酬委員会」を設置しており、報酬額の決定については報酬限度額内において、同委員会での審議を踏まえて取締役会で決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

a 取締役木本收、取締役馬場新介、監査役中込一洋、監査役神田博則の各氏の重要な兼職先については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

b 取締役木本收、取締役馬場新介、監査役中込一洋、監査役神田博則の各氏の上記兼務先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	当社での主な活動状況
取締役	木本　收	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回出席し、主に長年にわたり株式会社メンバーズネットの代表取締役社長として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	馬場新介	2019年６月26日付けで当社取締役に就任し、就任後開催された取締役会には、14回中14回出席し、主に丸の内ＦＡＳ株式会社の代表取締役として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	中込一洋	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回、また、監査役会には、19回中18回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	神田博則	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回、また、監査役会には、19回中18回出席し、主に税務に関する知識と豊富な経験を活かした専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員、協力会社、その他当社の業務に従事する全ての者が法令及び定款を遵守し、社会的責任を果たすため「コンプライアンス規程」を定め、社内に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持を行います。

b 内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書等取締役の職務の執行に係る情報については、法令を遵守するほか、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、企業活動に関連する全ての可能性のあるリスクを抽出し、管理を行います。

b 全社的な緊急事態が発生した時は、「緊急事態対応規程」に基づき対応を行い、その影響の最小化にあたります。また、分析を行い、今後における再発防止策を策定いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 業務執行については、「取締役会規程」で定められた付議事項について、取締役会にすべて付議することを遵守します。

b 取締役会は原則として毎月１回開催し、経営上の重要な項目について意思決定を行います。

c 経営会議は原則として毎月２回開催し、業務執行に関する確認・検討及び指示・伝達を行います。

d 取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員は、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」で定められた分掌と権限によって、適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、富士ソフト株式会社（以下「親会社」という）の企業グループの一員として事業を行っておりますが、親会社の企業グループとは異なる分野にお

いて事業展開をすることにより、独立会社としての自主性・主体性を確保します。また、親会社の企業グループとの取引等にあたっては、少数株主の利益を尊重し、適切に行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

a 監査役が職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、監査役補助者を置くこととします。

b 監査役補助者は、当社の社員とし、役職を兼職していない者とします。

⑦　前号の使用人の取締役から独立性に関する事項

前号の監査役補助者の独立性を確保するため、当該社員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得ます。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員またはこれらに準ずる者及び社員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者の職務執行に関しての不正行為、法令、定款に違反する重大な事実があった場合は、速やかに、監査役に報告いたします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができます。また、監査役からの要求があった文書等は、随時提供いたします。

⑩　財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、会社法及び金融商品取引法に定める財務報告の信頼性及び適正性を確保するために必要な体制を整備し、内部監査室がその有効性の評価を定期的に実施いたします。

⑪　反社会的勢力に対する体制と整備

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断・排除を徹底するための体制を整備し、社内外に告知いたします。また「反社会的勢力対応規程」を定めて、社内への周知徹底を図ります。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制及び規程等を整備し、役職員に周知徹底を図るとともに、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は19回、経営会議は24回、リスク・コンプライアンス委員会は４回、内部統制委員会は６回、情報セキュリティ委員会は12回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査、内部統制評価を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要課題の一つであると考え、企業体質強化のために必要な内部留保・投資を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。なお、当社は、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、取締役会を決定機関として１株につき３円とし、すでにお支払いしております中間配当金１株につき３円を合わせた年間配当金は、１株につき６円となります。

（注） 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,236,733	流動負債	1,152,160
現金及び預金	1,842,518	買掛金	140,412
受取手形	1,210	リース債務	702
売掛金	1,300,706	未払金	108,868
未収入金	16,852	未払費用	391,003
未収還付法人税等	9,808	未払法人税等	31,038
仕掛品	2,219	未払消費税等	146,660
貯蔵品	4,295	前受金	1,536
前払費用	55,566	預り金	48,831
その他	3,555	賞与引当金	244,380
固定資産	876,510	役員賞与引当金	21,500
有形固定資産	470,748	受注損失引当金	17,224
建物	97,946	固定負債	427,180
工具器具備品	369,331	リース債務	2,818
リース資産	3,470	退職給付引当金	368,325
無形固定資産	61,142	役員退職慰労引当金	50,024
ソフトウエア	57,241	資産除去債務	6,012
その他	3,901	負債合計	1,579,340
投資その他の資産	344,618	（純資産の部）	
長期前払費用	19,132	株主資本	2,533,902
敷金及び保証金	77,535	資本金	354,108
繰延税金資産	247,950	資本剰余金	314,108
		資本準備金	314,108
		利益剰余金	1,865,815
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,850,815
		別途積立金	404,135
		繰越利益剰余金	1,446,680
		自己株式	△130
		純資産合計	2,533,902
資産合計	4,113,243	負債及び純資産合計	4,113,243

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		10,552,553
売上原価		8,634,107
売上総利益		1,918,445
販売費及び一般管理費		1,353,153
営業利益		565,292
営業外収益		
受取利息	30	
助成金収入	364	
その他	178	573
営業外費用		
支払利息	179	
助成金返還損	11,428	
その他	24	11,632
経常利益		554,232
特別利益		
固定資産売却益	401	401
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	18,690	
減損損失	1,796	
感染症対策費	40,365	60,860
税引前当期純利益		493,773
法人税、住民税及び事業税	100,663	
法人税等還付税額	△43,980	
法人税等調整額	95,347	152,030
当期純利益		341,743

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	354,108	314,108	314,108	15,000	404,135	1,185,933
当期中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△80,996
当期純利益	－	－	－	－	－	341,743
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
当期中の変動額合計	－	－	－	－	－	260,746
当期末残高	354,108	314,108	314,108	15,000	404,135	1,446,680

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	1,605,068	△117	2,273,169	2,273,169
当期中の変動額				
剰余金の配当	△80,996	－	△80,996	△80,996
当期純利益	341,743	－	341,743	341,743
自己株式の取得	－	△13	△13	△13
当期中の変動額合計	260,746	△13	260,733	260,733
当期末残高	1,865,815	△130	2,533,902	2,533,902

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法によって算定）

貯蔵品　最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
建物　6～18年
工具器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用目的のソフトウエア…社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金　従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく、期末要支給額を計上しております。

(6) 受注損失引当金　受注している委託業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注委託業務のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額が合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

［貸借対照表に関する注記］

１．有形固定資産の減価償却累計額	886,890千円
２．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 短期金銭債権	28,667千円
(2) 短期金銭債務	2,098千円

［損益計算書に関する注記］

関係会社との取引高

(1) 売上高	170,810千円
(2) 売上原価	140,269千円
(3) 販売費及び一般管理費	54,806千円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	13,500,000株	－株	－株	13,500,000株

２．自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	538株	38株	－株	576株

（変動事由）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　　38株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月８日 取締役会	普通株式	40,498	利益剰余金	3.00	2019年 ３月31日	2019年 ６月27日

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月６日 取締役会	普通株式	40,498	利益剰余金	3.00	2019年 ９月30日	2019年 12月12日

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決　議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年５月13日 取締役会	普通株式	40,498	利益剰余金	3.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月25日

［税効果会計に関する注記］

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	74,829千円
未払事業所税	3,591千円
未払事業税	8,921千円
賞与法定福利費概算計上額	11,904千円
未払費用加算額	4,155千円
退職給付引当金	112,781千円
資産除去債務	1,841千円
役員退職慰労引当金	15,317千円
受注損失引当金	5,273千円
減価償却超過額	12,974千円
減損損失	3,952千円
繰延税金資産小計	255,542千円
評価性引当額	△7,348千円
繰延税金資産合計	248,193千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	242千円
繰延税金負債合計	242千円
繰延税金資産純額	247,950千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
更正等過年度税額	1.8%
住民税均等割	0.9%
東日本大震災復興特別減税の控除	△4.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.8%

［金融商品に関する注記］

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については元本価額の維持及び流動性の確保を図りつつ安定した利益確保を目指し、安定運用を行うことを基本方針としております。資金調達については、銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど２ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、最長で決算日後４年11か月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権に係る顧客の信用リスク管理については、取引先ごとに残高管理を行うとともに、当社の「債権管理規程」に従い主な取引先の信用状況調査を定期的に実施しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

買掛金、未払金、借入金の流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに十分な手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,842,518	1,842,518	－
(2) 受取手形	1,210	1,210	－
(3) 売掛金	1,300,706	1,300,706	－
(4) 未収入金	16,852	16,852	－
資産計	3,161,287	3,161,287	－
(1) 買掛金	140,412	140,412	－
(2) 未払金	108,868	108,868	－
(3) 未払費用	391,003	391,003	－
(4) 未払法人税等	31,038	31,038	－
(5) 未払消費税等	146,660	146,660	－
(6) リース債務（短期を含む）	3,521	3,504	△17
負債計	821,505	821,488	△17

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金及び預金	1,842,518	－	－	－
(2) 受取手形	1,210	－	－	－
(3) 売掛金	1,300,706	－	－	－
(4) 未収入金	16,852	－	－	－
合　計	3,161,287	－	－	－

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	702	709	716	723	668	－
合　計	702	709	716	723	668	－

［１株当たり情報に関する注記］

１．１株当たり純資産額　187円70銭

２．１株当たり当期純利益　25円32銭

［その他の注記］

１．減損損失に関する注記

場所	用途	種類	減損損失
東京都墨田区	ＢＰＯセンター設備（開封機）	工具器具備品	1,796千円

当社は、使用資産については管理会計上の区分で、グルーピングを行っております。

上記資産は、BPO業務に係る器具であり、今後使用見込みが定まっていないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能額は正味売却価額により算定しており、売却が困難であるため、正味売却価額を零として評価しております。

２．感染症対策費に関する注記

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策のため、マスク、消毒剤等の購入費用として社員等に支給した費用を感染症対策費として計上しております。

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

富士ソフトサービスビューロ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　柴谷　哲朗	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　古市　岳久	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、富士ソフトサービスビューロ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

富士ソフトサービスビューロ株式会社　監査役会

常勤監査役　作　野　勝　英　㊞

監査役（社外監査役）　中　込　一　洋　㊞

監査役（社外監査役）　神　田　博　則　㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、「毎年４月１日から翌年３月31日まで」でありますが、親会社である富士ソフト株式会社の事業年度は「毎年１月１日から同年12月31日まで」となっております。

親会社との決算期統一を図り、経営計画の策定や業績管理など経営及び事業運営の効率化を推進するとともに、より適時・適切な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から同年12月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。

これに伴い、現行定款第１２条、第４０条及び第４２条の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第３８期事業年度は2020年４月１日から同年12月31日までの９ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
（定時株主総会の基準日） 第１２条　当会社は、毎年3月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（定時株主総会の基準日） 第１２条　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（事業年度） 第４０条　当会社の事業年度は、毎年4月１日より翌年３月３１日までの１年とする。	（事業年度） 第４０条　当会社の事業年度は、毎年1月１日より同年１２月３１日までの１年とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（剰余金の配当の基準日） 第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。 ３　〈条文省略〉	（剰余金の配当の基準日） 第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。 ３　〈現行のとおり〉
〈新　設〉	附則
〈新　設〉	第１条　第４０条の規定にかかわらず、第３８期の事業年度は、２０２０年４月１日から同年１２月３１日までの９ヶ月間とする。
〈新　設〉	第２条　第４２条第２項の規定にかかわらず、第３８期の事業年度の中間配当の基準日は、２０２０年９月３０日とする。
〈新　設〉	第３条　本附則は、２０２０年１２月３１日をもって削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	佐藤（さとう）　諭（さとし） （1963年６月24日）	1984年４月 日本精工株式会社入社 1986年９月 富士ソフトウェア株式会社（現　富士ソフト株式会社）入社 2010年４月 富士ソフト株式会社執行役員エリア事業グループ長 2012年４月 同社常務執行役員エリア事業本部長兼システム事業本部長 2014年３月 同社取締役常務執行役員 2014年４月 当社顧問 2014年５月 富士ソフト株式会社取締役 2014年５月 当社取締役副社長 2014年11月 当社取締役副社長兼技術本部長 2015年７月 当社取締役副社長兼技術本部長兼事業本部長 2016年４月 当社取締役副社長兼技術本部長兼事業本部長兼第１カスタマーサービス事業部長 2016年６月 当社代表取締役社長技術本部長 2018年６月 当社代表取締役社長（現任）	180,000株
	【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長として当社の経営を牽引し、優れた経営手腕を発揮しております。その経験と知見が今後も当社経営に必要不可欠なため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	黒滝（くろたき）　司（つかさ） （1960年８月21日）	1981年４月 株式会社富士ソフトウエア研究所（現　富士ソフト株式会社）入社 2007年７月 同社取締役ＩＴ事業本部副本部長 2009年10月 同社執行役員エリア事業グループ長 2010年４月 株式会社オーエー研究所常務取締役 2013年９月 株式会社移動ロボット研究所専務取締役 2014年２月 株式会社オーエー研究所取締役 2014年12月 当社顧問兼事業本部副本部長 2015年６月 当社取締役副事業本部長兼ＢＰＯサービス事業部長 2015年10月 当社常務取締役副事業本部長兼ＢＰＯサービス事業部長 2016年６月 当社常務取締役ＢＰＯサービス事業部長 2017年10月 当社常務取締役ＢＰＯサービス事業部長兼業務管理部長兼品質管理部長 2018年６月 当社常務取締役ＢＰＯサービス事業部長 2019年７月 当社常務取締役ＢＰＯサービス事業部長兼営業本部長 2019年10月 当社常務取締役営業本部長（現任）	60,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、ＢＰＯサービス事業を中心とした豊富な経験と実績をもとに、2019年７月からは営業本部長として全社の営業活動を統括しております。今後も当社事業の発展に必要不可欠なため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	社外取締役候補者 木本（きもと）　收（おさむ） （1954年３月７日）	1978年４月 株式会社大和銀行(現　株式会社りそな銀行)入行 2003年１月 同行 北鈴蘭台支店長 2005年４月 同行 泉北支店長 2006年11月 株式会社だいこう証券ビジネス証券代行部部長 2008年７月 同社執行役員証券代行部部長兼大阪事務センター長 2010年６月 同社取締役常務執行役員証券代行部部長 2011年１月 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社大阪証券代行部役員付部長 三菱ＵＦＪ代行ビジネス株式会社常務執行役員 2011年10月 株式会社メンバーズネット代表取締役社長（現任） 2017年６月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社メンバーズネット代表取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたり株式会社メンバーズネットの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴するため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって３年となります。		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	社外取締役候補者 馬場新介（ばんばしんすけ） （1976年２月１日）	1999年４月 国際証券株式会社（現　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2002年６月 株式会社日本M&Aセンター入社 2007年３月 中央青山ＰｗＣコンサルティング株式会社（現みらいコンサルティング株式会社）入社 2014年９月 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人（現　太陽有限責任監査法人）入所 2017年10月 丸の内ＦＡＳ株式会社代表取締役（現任） 2019年６月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 丸の内ＦＡＳ株式会社代表取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴するため、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって１年となります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．所有する当社株式数は、2020年３月31日現在のものであります。

３．木本收氏及び馬場新介氏は社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

４．当社は、木本收氏及び馬場新介氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役作野勝英氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、小木曽雅浩氏は作野勝英氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社の定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
新任監査役候補者 小木曽（こぎそ）　雅浩（まさひろ） （1961年12月11日）	1984年４月 株式会社ダイエー入社 2005年５月 富士ソフトエービーシ株式会社（現　富士ソフト株式会社）入社 2006年５月 当社監査役 2007年５月 当社取締役経営企画部長 2010年８月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 2012年４月 当社取締役 2014年８月 当社取締役管理本部長 2016年６月 当社常務取締役管理本部長 2017年10月 当社常務取締役管理本部長兼営業統括本部長 2018年１月 当社常務取締役管理本部長（現任）	60,000株
【監査役候補者とした理由】 入社以来、当社取締役及び業務執行で培った豊富な見識と経験を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査役候補としております。		

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．所有する当社株式数は、2020年３月31日現在のものであります。

３．小木曽雅浩氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される貝塚隆氏、小木曽雅浩氏及び監査役を退任される作野勝英氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

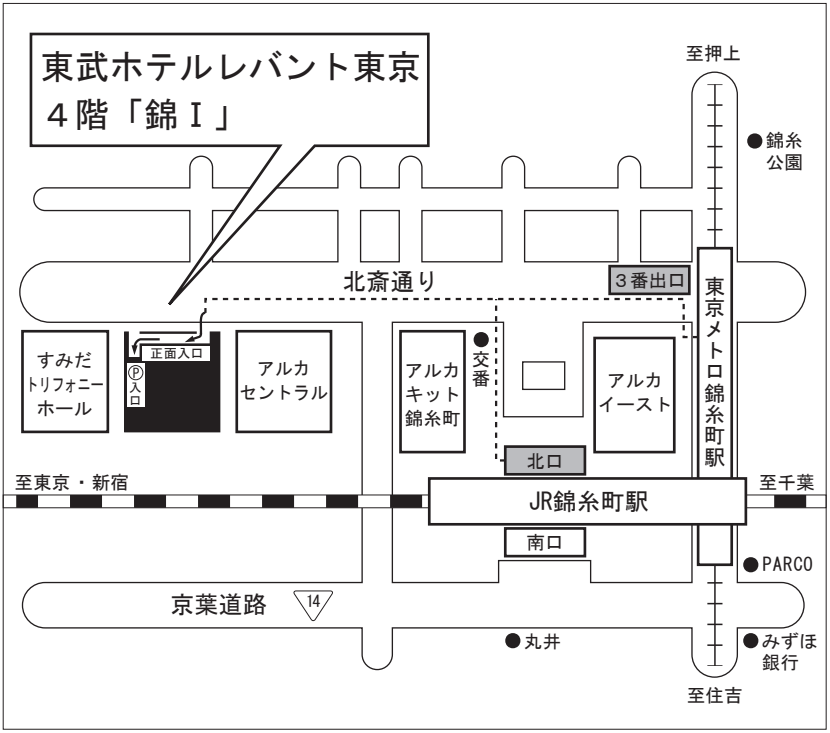
なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
貝塚　隆（かいづか　たかし）	2003年４月　当社専務取締役 2004年５月　当社代表取締役社長 2016年６月　当社取締役会長（現任）
小木曽　雅浩（こぎそ　まさひろ）	2006年５月　当社監査役 2007年５月　当社取締役経営企画部長 2010年８月　当社取締役総務部長兼経営企画部長 2012年４月　当社取締役 2014年８月　当社取締役管理本部長 2016年６月　当社常務取締役管理本部長 2017年10月　当社常務取締役管理本部長兼営業統括本部長 2018年１月　当社常務取締役管理本部長（現任）
作野　勝英（さくの　かつひで）	2018年６月　当社監査役（現任）

以　上

定時株主総会会場ご案内図



●場所　東京都墨田区錦糸一丁目２番２号
東武ホテルレバント東京
４階「錦Ⅰ」
℡03(5611)5511(代)

●交通　ＪＲ総武線　錦糸町駅北口より徒歩３分
東京メトロ半蔵門線　錦糸町駅３番出口
より徒歩３分

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ホームページにおいてお知らせいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社のホームページをご確認くださいますようお願い申し上げます。
当社ホームページ（https://www.fsisb.co.jp/）